



# 鳥取県公報

平成12年1月28日(金)  
第7149号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 訓 令	鳥取県社会保険事務所処務規程を廃止する訓令（国民年金課）	1
◇ 告 示	鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の許可（市町村振興課）	1
	保険医療機関等の指定（保険課）	1
	健康保険法等に基づく現物給与の標準価額の廃止（ク）	2
	土地改良法による換地計画の決定（2件）（農村整備課）	2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（ク）	3
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）	3
◇ 公 告	歯科技工士試験の実施（医務薬事課）	4

## 訓 令

鳥取県社会保険事務所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成12年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県訓令第1号

鳥取県社会保険事務所処務規程を廃止する訓令

鳥取県社会保険事務所処務規程（昭和37年鳥取県訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更を平成12年1月1日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成12年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第37号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第43ノ3第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
中本歯科医院	鳥取市茶町420	平成12年 1月11日
野嶋整形外科外科医院	米子市二本木492-3	平成12年 1月16日
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾1944-2	〃
三徳薬局	東伯郡三朝町大字山田677-4	平成12年 1月18日

**鳥取県告示第38号**

平成7年鳥取県告示第367号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について）は、平成12年3月31日限り廃止する。

平成12年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第39号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区上荒舟工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する

平成12年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成12年 1月31日から21日間
- 3 縦覧に供する場所  
国府町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第40号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区石井谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する。

平成12年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成12年1月31日から21日間
- 3 縦覧に供する場所  
国府町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第41号**

鳥取市が行う土地改良事業に係る砂見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成12年1月31日から21日間
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第42号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町福万来字野路山86の10、86の11、86の13、86の12・字上ミ尾和田114・字野路山川東150の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）霞字野路山1074の4から1074の6まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成12年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 試験期日

実地試験 平成12年3月5日（日）午前9時から

学説試験 平成12年3月6日（月）午前9時から

### 2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

### 3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口くう機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成12年3月31日までに卒業する見込の者を含む。）
- (2) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成12年3月31日までに卒業する見込の者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が（1）から（3）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

### 5 受験願書の受付期間

平成12年2月7日（月）から同月14日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成12年2月14日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

### 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

### 7 受験願書の添付書類

#### (1) 履歴書

#### (2) 受験資格を証する書類

ア 4の（1）又は（2）に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成12年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の（3）に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の（4）に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

- (3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

### 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表

平成12年3月17日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857-26-7189）に照会すること。